

亀山市公告第12号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により亀山市農用地利用集積計画を定めたので、同項の規定により公告し、当該計画を亀山市産業環境部農林振興課農林政策グループに備え置いて縦覧に供する。

令和7年2月19日

亀山市長 櫻井 義之